

伊賀市ブロック塀等撤去費補助申請 必要書類(工事前)

■注意事項(重要)

- 補助対象となるブロック塀等は、不特定多数の者が利用する道路に面する部分のみとなります。
- 補助金交付決定前に工事着手(契約)すると補助金が受けられません。
- 工事は当該年度の1月末を目安に完了してください。

■必ず提出していただく書類

☐ 申請書(ブロック塀等撤去費補助金交付申請書「第1号様式」)

- ・申請者は、建物所有者となります。
- ・所有者が複数存在する場合、同意書を添付してください。

☐ 撤去するブロック塀等の設置場所付近の見取図

☐ 撤去するブロック塀等の位置図及び写真

- ・写真については、対象となるブロック塀等の全体がわかるもの(1枚以上)を添付してください。

☐ ブロック塀等の撤去に要する経費の見積内訳書の写し

- ・撤去するブロック塀等の処分に要する経費も対象となります。
- ・下記「見積書の内容について」参照。

※見積書の内容について

- 補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意ください。
- ・宛名は申請者氏名(フルネーム)とし、工事場所、見積年月日を記載してください。
- ・見積書の内容は、原則、補助対象となるブロック塀等の撤去のみとして下さい。
- やむを得ず他の工事を含む場合は、内訳を示してブロック塀等の撤去工事費がわかるようにしてください。
- ・ブロック塀等の延長は、少数第1位まで記載してください。

- その他、不明な点は職員までお問い合わせください。
建築課建築指導審査係 0595-22-9732(直通)
0595-22-9734(FAX)

伊賀市ブロック塀等撤去費補助申請 必要書類(工事後)

■注意事項(重要)

- 次の場合は変更手続きが必要となります。
 - ・「工事業者の変更」「補助金額の変更」などが発生する場合は変更申請書(第2号様式)と変更の内容がわかる書類(変更後の見積書など)を提出してください。
- 工事を中止する場合は変更申請書(第2号様式)が必要です。
 - ・年度内に工事を行うことができないとわかった時点で、速やかに変更申請書(第2号様式)を提出してください。
- 工事完了日から30日以内または当該年度の3月20日までに報告が必要です。
 - ・報告期限を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

■工事後の提出書類

- ☐ 補助事業着手届(伊賀市補助金等交付規則「第6号様式」)
 - ・原則工事着手したときに提出をしてください。
- ☐ 実績報告書(ブロック塀等撤去工事完了実績報告書「第6号様式」)
- ☐ 交付請求書(ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書「第8号様式」)
 - ・補助金の交付決定通知書(または交付決定変更通知書)を参照の上、記入してください。
- ☐ ブロック塀等の撤去に要する経費の領収書の写し
 - ・上記契約に基づく領収書であるか確認して下さい。
 - (同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成して下さい。)
 - ・銀行振込の場合、手数料は除いた額で上記契約の金額と一致する必要があります。
- ☐ ブロック塀等の撤去後の写真
 - ・工事後の写真(2枚以上)を添付してください。
 - ・補助対象の塀が全て撤去されていることがわかるように撮影してください。
- ☐ 撤去したブロック塀等の処分方法を明示した書類
 - ・管理伝票(マニフェスト)E票の提出が期限に間に合わない場合は、D票をもって代えることができます。なお、この場合も後日、E票を提出してください。電子マニフェストによる提出も可能です。
 - ・※詳細は工事業者へご確認ください。

- その他、不明な点は職員までお問い合わせください。
建築課建築指導審査係 0595-22-9732(直通)
0595-22-9734(FAX)